

日本安全保障貿易学会

安全保障政策における外為法上の事後手続について
(刑事訴訟法における司法取引を参考にして)

岩沢 直佳

2017年3月18日 11:00～12:00

目次

1. はじめに

- 1－(1) 外為法の事後手続
- 1－(2) 刑事手続き（懲役・罰金）
- 1－(3) 行政手続き（3年以下の輸出禁止）

2. 刑事手続き

- 2－(1) 司法取引的な制度の導入
- 2－(2) 「その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの」

3. 行政手続き

- 3－(1) 外為法の行政処分
- 3－(2) 他の行政法規について ①「独占禁止法」
- 3－(3) 他の行政法規について ②「金融商品取引法」

4. まとめ

1. はじめに

1－(1) 外為法の事後手続

外為法	
外国貿易(輸出管理) 法令の要件	該非判定や需要者、用途の確認
	企業の自主管理
	技術情報の取扱(社内管理)

- 法(規制)の実効性確保
- 法に違反した場合 懲役や罰金
行政処分(行政制裁)「3年以下の輸出禁止」

1－(2) 刑事手続き

事後手続	適用法令	手段と争う方法
懲役・罰金 外為法(69条の6～73条)	刑事手続きで処分 →刑事訴訟法 (刑法7条、8条)	手段; 逮捕、搜索・差押え 争う; 刑事裁判

1－(3) 行政手続き

事後手続	適用法令	手段と争う方法
行政処分(行政制裁) 輸出・提供の禁止 外為法(53条、25条の2)	行政手続きで処分 →外為法等	手段; 報告徴収(外為法55条の8) 立入調査(外為法68条) 行政指導 争う; 行政事件訴訟法 審査請求(外為法56条)

<資料>

不正輸出事件

- ①炭素繊維(3,565KG)を中国に不正輸出
罰金100万円
輸出禁止(4か月間、全貨物、全地域)

- ②ミットヨ事件
三次元測定機2台をマレーシアに不正輸出(1台はリビアで発見)
懲役3年(執行猶予5年);社長他
罰金4,500万円(法人)
輸出禁止(6か月間、全貨物、全地域 等)

- ③日本航空電子事件
空対空ミサイルの部分品をイランに不正輸出
懲役2年(執行猶予3年);社長他
罰金500万円(法人)
輸出禁止(1年6ヵ月、全貨物、全地域)

・ いかなる処分を課すか

参考;「不正輸出事件の概要」
http://www.cistec.or.jp/export/ihanji_rei/fuseiyusyutu_jiken.pdf

2. 刑事手続き

2－(1) 司法取引的な制度の導入

- ・特定犯罪
- ・他人の刑事事件(「情報提供型」) ⇔ 「自己負罪型」

＜刑事訴訟法350条の2＞

検察官は、
特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が
特定犯罪に係る他人の刑事事件(以下単に「**他人の刑事事件**」という。)について
一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、
関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、
必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、
被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件について一又は二以上の同号に掲げる行為をし、
かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について
一又は二以上の第二号に掲げる行為をすることを内容とする**合意をすることができる。**

前項に規定する「**特定犯罪**」とは、

次に掲げる罪(死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。)をいう。

- 一 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第百五十七条の罪、同法第百五十八条の罪
又は同法第百五十九条から第百六十三条の五まで、
第百九十七条から第百九十七条の四まで、
第百九十八条、第二百四十六条から第二百五十条まで
若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪
- 二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、
租税に関する法律、
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
金融商品取引法の罪
その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの
- 四 次に掲げる法律の罪
 - イ 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)
 - ロ 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)
 - ハ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)
 - ニ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)
 - ホ 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)

<資料>

法務省 改正案の概要

時代に即した新たな刑事司法制度の構築

- 取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却



- ◎ 証拠収集手段の適正化・多様化

- ◎ 充実した公判審理の実現



- ◎ 下記の制度を一体として整備

法制審議会による答申

『世界一安全な日本』創造
戦略（閣議決定）における
治安基盤の強化の要請

1 取調べの録音・録画制度の導入

- 身柄拘束中の被疑者を下記の対象事件について取り調べる場合に、原則として、その取調べの全過程の録音・録画を義務付ける。
- 供述調書の任意性立証には録音・録画記録の証拠調べ請求を必要とする。
- 対象事件：裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件

2 合意制度等の導入

(1) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入

- 検察官が、弁護人の同意を条件に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意をすることができるようにする。
- 対象事件：一定の財政経済事件及び薬物銃器事件

(2) 刑事免責制度の導入

- 裁判所の決定により、免責を与える条件の下で、証人にとって不利益な事項についても証言を義務付けることができるようにする。

出典：<http://www.moj.go.jp/content/001149703.pdf>

2－(2)「その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの」

・外為法は、政令で定められるか？

外為法	
経済活動・外国取引を規制	・資本取引や外国貿易 ・対内直接投資等 ・経済制裁(外為法10条「対応措置」)
目的1条	・我が国又は国際社会の平和及び安全の維持(安全保障) 人の生命、身体の安全 ・経済の健全な発展に寄与

☆ 司法取引は、経済的利益に焦点。
殺人罪や強盗罪は含まれていない。
組織的で複雑な事案。

3. 行政手続き

3－(1) 行政処分

53条 貨物の許可	輸出禁止	①特定技術を外国において提供し、 ②非居住者に提供することを目的とする取引、 ③当該取引に関する特定記録媒体等の輸出、 ④外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信
25条の2 技術の許可	特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を禁止	①貨物設計等技術を外国において提供し、 ②非居住者に提供することを目的とする取引、 ③当該取引に関する貨物設計等技術を内容とする技術記録媒体等輸出、 ④外国において受信されることを目的として行う電気通信による貨物設計等技術を内容とする情報の送信(以下「国外技術送信」という。)を行う

- ・ これ以外の処分は、法律の規定なし。
行政指導として、事実上のもの。

3－(2) 他の行政法規について～「独占禁止法」

独占禁止法		
目的(1条)	公正かつ自由な競争の実現	
法の実効性確保手段 (違反に対する事後手続)	刑事手続き	懲役や罰金
	行政手続き	①排除措置命令 ←行為の禁止や報告義務 ②課徴金納付命令 ←違法な行為により手に 入れた経済的利益の 吐き出し ・リニエンシー制度

☆ 外為法は、法執行(Enforcement)のメニューが少ない。
(その手段もきわめて少ない。)

☆ 課徴金納付命令についての考察

<資料>

排除措置命令の具体例

第7条 ……違反する行為があるときは、公正取引委員会は、……事業者に対し、①当該行為の差止め、②事業の一部の譲渡、③その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。



<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksochi/index.html>

<資料>

3 排除措置命令の概要

- (1) コールマンジャパンは、前記2の行為を行っていないことを確認すること及び今後コールマンのキャンプ用品の販売に関し当該行為と同様の行為を行わないことを、取締役会において決議しなければならない。
- (2) コールマンジャパンは、前記(1)に基づいて採った措置を、取引先卸売業者及び小売業者に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) コールマンジャパンは、今後、コールマンのキャンプ用品の販売に関し、前記2の行為と同様の行為を行ってはならない。
- (4) コールマンジャパンは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - ア 卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成
 - イ 卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、コールマンのキャンプ用品の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jun/160615.html>

<資料>

これら以外の措置命令

- ① 営業責任者の配置転換
- ② 営業責任者の事業団体への関与禁止
- ③ 事業団体を解散

- ④ 取引先との価格再交渉
- ⑤ 取引契約の修正
- ⑥ 株式の処分

個別具体的な事情や特殊性に応じて必要と判断された措置を行う。

参考;

白石忠志、多田敏明 「論点体系 独占禁止法」 第一法規株式会社 (2014/6/20)

<資料>

NEXCO東日本が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札

3 排除措置命令の概要

(1) 8社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の合意が消滅していることを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、NEXCO東日本関東支社が発注する舗装工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(2) 8社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く7社及びNEXCO東日本関東支社に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 8社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、NEXCO東日本関東支社が発注する舗装工事について、受注予定者を決定してはならない。

4 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金納付命令の対象事業者は、平成29年4月24日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額4億8029万円）を支払わなければならない。

(2) 日本道路株式会社は、単独で、前記2の違反行為をすることを企て、かつ、8社のうち自社を除く7社に対し当該違反行為をすることを唆すことにより、当該違反行為をさせたことが認められたため、独占禁止法第7条の2第8項第1号に該当する者であることから、同項の規定に基づき、同社に対して5割加算した算定率を適用している。

(3) 前田道路株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社及び大成ロテック株式会社（以下「4社」という。）は、調査開始日の1月前の日までに前記2の違反行為をやめており、当該違反行為に係る実行期間が2年未満であることから、独占禁止法第7条の2第6項の規定に基づき、4社に対して2割減算した算定率を適用している。

出典:http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/sep/160921_2.html

3－(3) 他の行政法規について～「金融商品取引法」

金融商品取引法		
目的(1条)	金融商品の取引の公正 経済の健全な発展	
法の実効性確保手段 (違反に対する事後手続)	刑事手続き	懲役や罰金
	行政手続き	①業務停止・廃止命令 業務改善命令 ②課徴金納付命令



The screenshot shows the official website of the Financial Services Agency (FSA) of Japan. The header includes the FSA logo and navigation tabs: '広報報道' (Public Relations), '利用者の方へ' (For Users), '金融庁について' (About FSA), and '金融機関情報' (Financial Institution Information). Below the header, a breadcrumb trail reads 'ホーム > 金融機関情報 >'. The main content area is titled '行政処分事例集' (Administrative Disposition Case Collection). A link is provided for downloading the 'Administrative Disposition Case Collection' as an Excel file (996KB). Below this, there is a link for 'How to use the Administrative Disposition Case Collection'.

「行政処分事例集」(Excelファイル:996KB)

「行政処分事例集」の便利な使い方

http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html

<資料>

改正外為法

4 | 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条第七項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定により応諾する旨の通知をした対内直接投資等若しくは特定取得の中止の勧告に従わず、又は第二十七条第十項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定による対内直接投資等若しくは特定取得の中止の命令に違反した場合（対内直接投資等にあつては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等に該当すると認める場合に限る。）には、当該対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170303001/20170303001-6.pdf>

<資料>

☆ 米国の輸出規制

Criminal Sanction	懲役と罰金
Administrative Sanction	Civil monetary penalty 民事制裁金 Denial of export privileges 輸出特権剥奪
Other Sanctions	§ 764.3 (C)

§ 764.5 VOLUNTARY SELF-DISCLOSURE

(a) General policy

BIS strongly encourages disclosure to OEE if you believe that you may have violated the EAR, or any order, license or authorization issued thereunder. Voluntary self-disclosure is a mitigating factor in determining what administrative sanctions, if any, will be sought by OEE.

出典；

<https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear>

4. まとめ

- ☆ 規制強化というよりも、法制度の充実
- ☆ 個別具体的な事情に応じた行政処分
行政処分の「メニューの充実」
- ☆ 法制度があることによる、実務の蓄積
- ☆ 予見可能性 ← 実務上の助け

-以上-

ご清聴、ありがとうございました。